

労働基準法施行規則の改正について

～いわゆる「賃金のデジタル払い」(資金移動業者の口座への賃金支払)が可能になります～

昨年より報道がございましたが、労働基準法施行規則が令和4年11月28日付けで改正され、賃金の支払方法の選択肢が増えることになりました。これまでの通貨による現金直接払、銀行等の金融機関の預貯金口座・証券会社の証券総合口座への振込払に加え、表題のとおり「デジタル払い」(「Pay」などでイメージされる資金移動サービスによる送金)が可能になります。

改正規則の施行は令和5年4月1日となりますが、その時点から「資金移動業者」の指定申請と審査・指定の手続が開始されるため、実際に利用する業者・サービスを(厚生労働大臣の指定のあるものの内から)決めて「賃金のデジタル払い」ができるようになるのは暫く先になることが見込まれます。しかしながら、およそ24年ぶりの支払選択肢の増加であり、社会的関心やニーズの高まりも予測されることから、今回はその概要について一部ご案内いたします。

1. 労働者に対する説明、労働者からの同意

「指定資金移動業者」の口座への資金移動により賃金支払を行う場合、労働者に対し、金融機関の預貯金口座(労働基準法施行規則第7条の2第1項第1号)・証券会社の証券総合口座(同規則同条同項第2号)への振込による賃金支払を選択できるようにした上で、「指定資金移動業者」口座に関する必要な事項を説明し、労働者から同意を得る必要があります。

従来の選択肢を希望できる状態で同意を得る必要があるものであり、これらの特例の支払手段を希望しない労働者に対して、これらの手段を強制するものではないことにご留意願います。

(1) 説明

説明が必要となる「指定資金移動業者」口座に関する必要な事項については、労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号イ～へに規定される、「指定資金移動業者」にかかる要件となります。紙面の都合上、これらの要件について今回は割愛させていただきますが、説明にかかる便宜を図るため厚生労働省において同意書の様式例(説明が必要となる事項は裏面の留意事項に記載)を示しております。具体的な運用の場面に当たっては是非ご活用ください。

(2) 同意

同意については書面または電磁的記録によるものとし、個々の労働者との間で同意が必要になります。また同意にかかる書面等には、以下の事項にかかる記載が必要になります。

口座振込等を希望する賃金の範囲及びその金額

労働者が指定する指定資金移動業者名、資金移動サービスの名称、指定資金移動業者口座の口座番号(アカウントID)、名義人、その他、指定資金移動業者口座を特定するために必要な情報があればその事項

開始希望時期

代替口座として指定する金融機関店舗名、預金又は貯金の種類、口座番号

(または指定する証券会社店舗名、証券総合口座の口座番号)

2. その他

厚生労働省のホームページにて、随時追加情報が更新される予定です。上述の内容の詳細のほか、同意書の様式例も掲載しておりますので、運用を検討される場合には、適宜ご確認をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html [資金移動業者の口座への賃金支払\(賃金のデジタル払い\)について | 厚生労働省](#)